

令和7年 第2回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	令和7年 第2回 美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	令和 7年 2月28日 (金) 午前9時00分～午前9時35分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (15名)	1 番	打 田 佳 史	2 番	荒 川 博 彦
	3 番	喜 多 順 一	4 番	平 間 初 美
	5 番	成 田 敦 志	6 番	村 上 聡 和
	7 番	森 平 敏 文	8 番	浦 島 貴 之
	9 番	有 富 友 昭	10 番	大 場 男
	11 番	長 谷 川 宏	12 番	佐 藤 千 代 志
	13 番	谷 口 学	14 番	上 村 昌 規
	15 番	只 野 透		
5 欠席委員 (名)				
6 議事日程				
日程第1	総会会期の決定について			
日程第2	議事録署名委員の指名について			
日程第3	諸般の報告について			
日程第4 報告第1号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について			
日程第5 議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について (所有権移転)			
日程第6 議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について (使用貸借)			
日程第7 議案第3号	農用地利用集積計画 (案) について (令和7年3月5日公告予定分)			
日程第8 議案第4号	農用地利用集積等促進計画に定めるべき旨の要請並びに農用地利用集積等促進計画 (案) の決定について			
7 事 務 局	事務局長 栗 原 行 可 係 長 佐 藤 衡 一			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

- 事務局長 おはようございます。
只今から、令和7年第2回美瑛町農業委員会総会を開会致します。
本日の会議の出席委員は15名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることを、ご報告いたします。
これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。
美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。
一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。
一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。
一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。
一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。ご着席願います。
- 事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。
- 只野会長 皆さんおはようございます。普通ですと10時からの総会ではございますが、この後の予定があるということで、急遽、朝1時間早く皆様にお集まり頂きました。ありがとうございます。
もう2月の末になりまして、既にトマト、タマネギ等の播種作業、移植などが始まっているわけですが、ここ数日大変暖かい日も続いております。しかし予報によりますと、週明けから、かなり凍れがはいるということで、育苗作業などをされている方は十分に温度管理に気をつけていただきたいと思います。
総会終了後の委員協議会にもちょっと話題が出るかと思いますが、4月から集積計画から促進計画に変わるということで、この後の総会の日程も若干変更なってくるという話も聞いております。詳しいことは、総会終了後の委員協議会で事務局のほうから説明があると思います。
それでは、今の集積計画に則った総会が今回と3月をもって終了するというので、よろしく願いして、私からの挨拶といたします。どうかよろしく願いいたします。
- 事務局長 それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は只野会長をお願いいたします。
- 議長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。

○議 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日、1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

【なしの声】

○議 長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。

○議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、6番、村上委員、12番、佐藤委員を指名いたします。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。

○事務局長 諸般の報告をいたします。

1番、令和7年1月27日、令和7年美瑛町農業者年金協議会代議員会及び研修会を開催し、会長外13名の委員が出席、参加しております。

2番、同じく1月27日、令和7年第1回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外13名の委員が出席しております。

3番、1月29日、令和6年度上川地方農業委員会連合会第2回中央部ブロック会会議が開催され、会長が出席しております。

4番、1月31日、令和7年美瑛町建設業協会新年交礼会 が開催され、会長が出席しております。

5番、2月4日、令和6年度上川地方農業委員会連合会、会長、会長職務代理、事務局長会議が開催され、会長と会長職務代理が出席しております。

6番、2月7日、令和6年度東川町・東神楽町・美瑛町の三町農業委員会合同研修会が、美瑛町が当番町として開催し、会長職務代理外13名の委員が出席しております。

7番、2月14日、令和6年度市町村農業者年金協議会代議員等研修会が開催され、会長外10委員が出席しております。

8番、2月19日、令和6年度上川地方農業委員会連合会 第3回役員会が開催され、会長が出席しております。

9番、2月26日から27日、美瑛町議会令和7年第2回定例会が開催され、会長が出席しております。

以上です。

○議 長 これで、諸般の報告を終わります。

○議 長 次に日程第4、報告第1号、農地法第18条第6号の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、番号1番から番号14番までの件について、一括して事務局から報告をお願いします。

○事務局 はい。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の除成立状況の確認についてでございます。

農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知のありました、貸主、XXXXXXXXXXさん。借主、XXXXXXXXXXさん外13件について報告いたします。今回の全14件につきまして、この後の議案で、売買、それから新規や更新の賃貸借になるための解約となっている案件となっております。

今回の提出がありました全14件の案件につきましては、通知書の記載内容等確認したところ、土地の引渡し6か月以内に書面合意されていることであり、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していることを報告いたします。以上でございます。

○議 長 只今の報告第1号、番号1番から番号14番までの件について、発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議 長 次に日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について所有権移転の件を議題とします。

議案第1号、番号1番の件について、審議いたしますので事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、議案第1号、農地法3条の規定による許可申請について所有権移転でございます。農地法3条の規定による農地の所有権移転申請のありました、譲渡人、XXXXXXXXXXさん、譲受人、XXXXXXXXXXさんの1件の許可の可否について審議を求めらるものでございます。なお、議案第1号で審議頂く1案件につきましては、農地法3条第2項の各号に該当しないため、要件を満たしていると思われま。

番号1番です。贈与による所有権移転申請となっております。申請箇所はJR美瑛駅からXXXXXXXXXXに約8.3キロと箇所になっておりまして、土地表示等詳細につきましては議案の4ページのほうをご確認ください。以上でございます。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員でありますXXXXXXXXXX委員から補足説明をお願いします。

○ 委員 はい、只今の事務局の説明のとおりです。このたび、
さんから 君への贈与に関しましては、この後の集積のほうで出る
さんから、さんに移る土地にある7畝ぐらいの土地となりまして、この土地は
さんがもう十数年前に同地区同じ地域で買われた土地に付随してついてきた土地ということが最近判明いたしまして、ほぼ長広い面積なもので耕作できないものです。そこでさんが今回、さんの土地を買うと同時にそちらの土地を贈与するということになりました。よろしくお願いたします。

○ 議 長 ありがとうございます。
これより議案第1号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○ 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第1号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○ 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○ 議 長 次に日程第6、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について使用貸借の件を議題とします。
議案第2号、番号1番及び番号2番の件については、関連がありますので、一括して審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

○ 事務局 はい。議案第2号、農地法3条の規定による許可申請について使用貸借でございます。農地法3条の規定による農地の使用貸借権利設定の申請のありました、貸主、さん、借主、さん外3件の許可の可否について審議を求めるものでございます。議案第2号で審議頂く4案件につきましては、農地法3条第2項の各号には該当しないため、要件を満たしていると思われます。
それでは番号1番並びに番号2番につきましては、受け手が同一であり、経営移譲に伴う使用貸借権利設定の申請であるため、あわせて説明させていただきます。申請箇所はJR美瑛駅からに約1.8キロの箇所で、期間は許可日から、番号1番は20年間、番号2番は30年間となっております。土地の表示

等詳細につきましては、議案5ページと6ページをご確認ください。以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 はい。ただいま事務局のほうから説明があったとおりでありまして、今回、おじいちゃんの■■■■さん、お父さんの■■■■さんが、息子さんの後継者への経営移譲ということで、■■■■さんは堅実な■■■■農家でありますし、息子さんも立派な好青年でありますし、何ら問題ないと思われま。どうぞよろしくお願いたします。

○議 長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号1番及び番号2番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号1番及び番号2番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 続いて、議案第2号、番号3番の件について、審議いたしませんので事務局から説明をお願いします。

○事 務 局 はい、番号3番です。番号3番につきましても、経営移譲の件でございますが、既に経営移譲はされている方でございます。たまたま使用貸借の権利設定の期間が終了するということでの更新の申請となっております。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約6.6キロで、期間は許可日から30年間となっております。土地表示等詳細につきましては議案7ページと8ページをご確認ください。以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 はい。ただいま事務局の説明のとおりです。親子間の賃貸借であり、前回10年間というちょっと短い期間で賃貸しております。10年が過ぎて、次30年間ということになっております。何ら問題ないと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号3番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号3番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 続いて、議案第2号、番号4番の件について審議いたしますので事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、番号4番です。これについても経営移譲に伴う使用貸借権の設定の申請でございます。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約7kmの箇所で、期間は許可日から30年間となっております。土地表示等詳細につきましては議案9ページをご確認ください。以上で説明終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 はい。ただいま事務局の説明のとおりであります。親子間の賃貸ですので、何ら問題ないと思いますのでご審議よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号4番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第2号、番号4番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議長 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 長 次に日程第7、議案第3号、農用地利用集積計画、案について、令和7年3月5日公告予定分の件を議題とします。
議案第3号、番号1番から24番までの件について、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 はい、議案第3号、農地利用集積計画案についてでございます。令和7年第2回、令和7年3月5日公告予定分です。西條誠さん外23件、改善組合了承済みから、利用権の設定等、所有権の移転18件、賃貸6件につきまして申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法附則、令和4年5月27日法律第56号、第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案について審議をお願いいたします。
番号が少し前後いたしますが、説明させていただきます。
番号1番、3番、4番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、17番、18番につきましては、所有地処分による売買となっております。
続きまして番号2番、5番、6番、7番、15番、16番につきましては、離農に伴う所有地処分等による売買となっております。
次に賃貸のほうに参ります。19番から21番につきましては賃貸の更新、番号22番から24番は、新規の賃貸になってございます。
以上、設定を受ける者24件17名7法人、設定をする者24件23名1法人。田52筆287,205.03平米、畑70筆537,177.23平米、採草地3筆91,892平米、計125筆916,274.26平米です。
以上で説明を終わります。
- 議長 長 これより、議案第3号、番号1番から番号24番までの件について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【はいの声】

- 議長 長 はい、■番、■委員
- 委員 今回の件ですが、離農の件で土地を売った番号がちょっと聞き漏らしたのでもう1回言ってもらえますか。

○事務局 はい。離農の土地処分の番号でございますね。再度説明させていただきます。2番、5番、6番、7番、15番、16番でございます。

○議長 はい。ほかに質問のある方はお願いいたします。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは、採決いたします。
議案第3号、番号1番から番号24番までの件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 次に日程第8、議案第4号、農用地利用集積等促進計画に定めるべき旨の要請並びに農用地利用集積等促進計画（案）の決定について件を議題とします。
議案第4号、番号1番の件について審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、議案第4号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請並びに農用地利用集積計画等促進計画案の決定についてでございます。今回の案につきましては農地中間管理事業の促進に関する法律、平成25年、法律第101号、第18条第11項に基づき、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積促進計画を定められるよう要請を行うこと並びに同法19条第2項に基づき、農地の賃貸借による権利の設定を行うため、町が作成した農用地利用集積計画等促進計画案の決定について審議を求めらるものでございます。

それでは番号1番になります。今回のこの1案件につきましては、■■■■さんの所有地でありました農地が、相続者が放棄したことにより、所有者不明農地となったことから、令和6年第8回の総会において報告をいたしました農地となっております。農地法第41条第1項に基づく利用権の設定に関する裁定について、令和7年1月10日に北海道公告第12号により公告されました。これにより農地中間管理事業を用いての北海道農業公社と耕作予定者の賃貸借の促進計画案の決定について、今回審議を求めらるものとなっております。決定されれば、この後、北海道農業公社より促進計画が決定され、美瑛町で公告することで賃貸の確定という形になります。

以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 はい。この件につきましては今事務局のほうから説明のあったとおりでございます。この件は以前何度か経過報告をさせていただきましたけれども、今回無事に収まるような形になってまいりました。

この件につきましては、過去にこういう事例が無かったということで、色々と皆さんのご意見、また、特に事務局などは、大変ご苦労なされましたことをお礼申し上げます。また、関係機関の方々のご協力も頂きましたことにお礼申し上げます。

■■■■君のほうも最初心配されていたのですが、どうにかこうして賃貸できるようになったということで非常に喜んでおります。将来的には売買で取得したいというような希望も持っております。この件につきましては問題ないかと思えます。

あと、ここには載っていないのですが、隣接する土地がもう1件あるのですが、そこに■■■■さんの宅地が残っております。

家の周りにはかなり大きい木がありまして、それをどうにかしたいということで、去年の秋に相談を受けまして、それで一応、財産放棄した■■■■さんの■■■■さんは、まだ健在ですので、■■■■さんとちょっと話し合いをしまして、農協の営農部とも話しまして、一応作業委託という形で、木を管理してもらおうという書面で協定をしております。ですから一応、常時ではないのですが、去年の秋にも大分、枝を払ったりしております。作業委託といっても、料金が発生するようなことはなく、名前を挙げてもいいと思えますが■■■■さんからも、去年ちょっと相談を受けまして、営農部のほうに協定文書の管理してもらっておりますので、その辺をちょっと報告いたしておきます。以上、この件につきましては、どうにか目途がついたということで、ご協力のほうありがとうございました。

○議長 長 ありがとうございます。

これより議案第4号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第4号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 以上で、本日の議案の審議及び報告事項は、全て終了いたしました。
以上をもちまして、令和7年、第2回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあつたもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和7年2月28日

美瑛町農業委員長

只 野 透

美瑛町農業委員

村 上 聡 和

美瑛町農業委員

佐 藤 千代志